

令和5年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザル仕様書

第1 事業名

令和5年度ものづくり総合技術展開催等委託業務

第2 事業の目的

県内で必要とされる機械設備の製造や食品加工などの付加価値を生み出す「ものづくり」の工程を県内で行う「ものづくりの地産地消」、生み出された製品の「外商」、これらを一体的に推進するため、高知の技術力を一堂に会し広く全国の方にPRしていきます。また、高知県の将来を担う若者が県内企業を知る機会を設けることで、県内就職に繋がる取り組みとしていきます。なお、新型コロナウイルス感染症対策について、一般社団法人日本展示会協会策定「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」に沿って技術展を開催します。

第3 事業の内容

ものmesse KOCHI2023（第12回高知県ものづくり総合技術展（以下「リアル技術展」という。））及びオンラインものmesse KOCHI2023（以下「オンライン技術展」という。）の企画、運営を行うこと。

1 リアル技術展に関すること

(1) 開催日時

令和5年11月9日（木）から11日（土）の3日間。

(2) 会場設営及び撤去

会場の設営期間は11月6日（月）から8日（水）とし、撤去は11日（土）の催事終了後及び12日（日）とする。

(3) 会場借上げ

リアル技術展の開催にあたり必要となる展示場、駐車場等の確保については、高知ちばさんセンター（以下「センター」という。）をはじめ近隣の施設を利用すること。また、センターの施設借り上げ費用については正規使用料の2分の1の額で見積もること。

(4) 駐車場

会場を訪れる来場者及び関係者並びに学生送迎バスの駐車スペースを確保すること。なお、障害者用駐車場をセンター第2駐車場（公園敷地）内に設けること。

(5) 学生送迎バス

学生送迎バスの乗降所については高知県工業技術センター駐車場とし、セリーズ駐車場を待機場所とすること。なお、両施設への借り上げ申請手続きについてはセンターが行うこととする。

(6) 来場者輸送

リアル技術展開催期間中、主要な場所（高知駅、ターミナル、空港など）から会場までの無料の移動手段を設けること。

(7) 展示場所

ア 屋内会場

デモンストレーションコーナーをはじめ、産業、農林水産、デジタル、防災、食品加工、住まいと暮らし等にかかる製品・技術の展示をすること。

イ 屋外会場

屋内会場に展示が困難な超大型機械（重機等を含む）・重量物や製品説明において火気等を使用する展示物を展示すること。

(8) 展示小間

ア 展示小間数

出展小間は 110 小間（屋内 100 小間、屋外 10 小間）程度とし、センターが事前に取りまとめた出展予定者リストを基にした会場レイアウトの提案を行うこと。

イ 小間サイズ

屋内会場の出展小間は、間口 3m×奥行 2m×高さ 2.4m程度とすること。

屋外会場の出展小間は、展示する製品等の横にテント（2 間×2 間程度）を設置すること。

ウ 小間形態

屋内・屋外会場とも、小間のいずれかの部分に出展者名を記載したパラペットを設置し、各小間付属品として、コンセント 2 口（1kw）1 個、展示テーブル 1 台を設置すること。なお、屋内会場の小間については、出展者の目的に応じて次の 2 タイプを用意すること。

(ア) 小型の製品・パネル展示や商談を重視した小間

側面及び背面をパネルで囲んだ小間

(イ) 大型製品の展示を重視する小間

パネルは背面のみで展示品を様々な角度から見る事が可能な小間で主にデモンストレーションコーナーや機械装置の単品展示向けの小間

(9) 屋内会場（大ホール）

ア 屋内展示場の設計について

ユニバーサルデザインを導入した設計とすること。

イ 音響・照明機器について

会場の付属設備で使用できるものは全て使用することとし、不足分については追加（外部から搬入）すること。

ウ 大型機器の搬入について

重機の搬入出が想定されるため、フォークリフト等による搬入出手段を検討す

ること（但し、大ホールの床の耐荷重は 500 kg/m²でシートが破損しないよう養生が必要）。

エ 屋内展示場来場者出入口について

出入口の混雑を避けるため、学生入口、関係者入口と出口の3つを確保するなど、新型コロナウイルス対策を想定し工夫を行うこと。

オ 会場動線について

会場の一部にのみ来場者が集中しないよう、会場全体が見渡せる工夫や回遊動線を考慮した会場レイアウトとすること。

(10) デモンストレーションコーナー

高知県が誇る機械製造機器等を実際に稼働できるようなコーナーを屋内会場に設置し、展示品の稼働ができる電気設備の用意及び十分なスペースの確保を行うこと。なお、デモンストレーションコーナーの展示料の徴収は行わないが、展示品の稼働にかかる電気料および工事費については出展者の負担とすること。

(11) 高校生作品展示コーナー

高知県内の高校生が「ものづくり」のための知識や技術を身につけるために取り組み製作した作品展示コーナーを設置すること。

(12) 伝統的工芸品等展示コーナー

高知の伝統工芸を親しんでいただくための「伝統的工芸品」として国が指定する「土佐和紙」、「土佐打刃物」や「高知県伝統的特産品」として県が認定する製品を展示するコーナーを設置すること。

(13) 土佐の匠作品展示コーナー

県内産業の基礎を支え、その振興に貢献している熟練技能や古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者の作品展示コーナーを設置すること。

(14) 高知県地場産業大賞展示コーナー

屋内展示会場において、受賞作品等の展示コーナーを設置すること。

(15) 起震車体験コーナー

防災への意識を高めるため、起震車にて南海トラフ地震を想定した揺れを体験いただき、備える力を高めていただくためのコーナーを屋外に設置すること。

(16) 高知県防災関連登録製品紹介コーナー

高知県防災関連産業交流会が、「高知県防災関連登録製品」として認定した製品・技術を紹介するコーナーを設置すること。

(17) リクルートコーナー

リクルートコーナーでは、出展企業の会社案内（パンフレット）等を設置するとともにパソコン等でも検索ができるように設備を整え、企業紹介のDVD等を放映すること。

(18) 商談コーナー

出展者が県外企業と商談を行うため、専用の商談コーナー（商談机、椅子4脚）を設置すること。また、1F 商談室2をオンライン商談室とすること（PC・

カメラ・スピーカー・通信環境等についてはセンター対応とする)。

(19) 相談コーナー

出展者や来場者がものづくりの地産・地消やデジタル化推進、その他の課題について相談できるコーナーを設置すること。

(20) 飲食コーナー

出展事業者や来場者に飲食を提供するため、キッチンカー等の飲食コーナーを設置すること。また、飲食コーナー内に、高校生が飲食物の販売を行うスペースを設置すること。なお、飲食コーナーには飲食・休憩スペース（机、イス、ゴミ箱等）を設けるとともに、喫煙やペット同伴禁止等運営上必要な各種表示や、雨天の際の対策を講じること。

(21) ものづくり技術体験コーナー

リアル技術展開催期間中、ものづくりを行う上で欠かせない様々な技術や最先端の技術を来場者及び出展者が体験できるコーナーを設置すること。

(22) ものづくり教室

開催最終日に、未就学児童や小学生等がものづくりに興味を持てるような「ものづくり教室」の提案をすること。また、高校生が教えるものづくり教室のスペースを設置すること。なお、高校生が開催する教室については、材料費（1校あたり上限2万円、最大10万円）を見積に入れること。

開催する教室については、オンライン技術展等において事前告知を行い、参加者の確保を行うとともに、スムーズな受付、開催が可能なものを提案すること。

(23) 親子企業見学

開催最終日にセンターが指定する企業を一般来場者が訪問する親子企業見学の事前告知、事前受付及び当日会場での参加者の誘導を行うこと。また、会場から見学先企業への参加者及び添乗職員の輸送手段の確保すること及び、移動中または見学中の事故等に対応できる保険に加入すること。

(24) 体験教室

リアル技術展開催期間中、高知県立地域職業訓練センターにおいて高知県工業会が「こども鋳物教室」を開催するため、広報を行うこと。

(25) 高知県教育文化祭児童生徒発明くふう展・高知県発明くふう展（一般の部）

リアル技術展開催期間中、高知県中小企業会館2階研修室1・2にて、一般社団法人高知県発明協会が開催する「高知県教育文化祭児童生徒発明くふう展・高知県発明くふう展（一般の部）」及び表彰式を実施するため、使用する会場を確保すること。

(26) YouTube 動画撮影

リアル技術展出展事業者を対象に、事前アンケートを実施のうえ希望のあった事業者が展示する製品等について取材を行い、その様子を動画撮影すること。なお、取材（撮影）を希望しない企業や製品が映らないよう配慮すること。

2 開会式に関すること

- (1) 式典は令和5年11月9日(木)午前9時30分から30分程度とすること。
- (2) 開催当日には、開会式までにリハーサルを実施すること。
- (3) 式典の設営については、前日に行い式典終了後に撤去すること。
- (4) 中小企業会館1階会議室及び役員室を来賓控え室として使用すること。
- (5) 式典は、知事挨拶、来賓挨拶、テープカットを行うこと。
- (6) 式典運営及び設営等の詳細については、センターと受託者で協議し調整を行うこと。

3 出展料に関すること

- (1) 出展者から出展料を徴収すること(センターが認めた公的団体や業界団体など、出展目的が成果発表や業界の紹介、あるいは県内企業支援が主な団体は除く)。
- (2) 1小間あたり屋内・屋外会場とも5,000円(税込)の出展料とする。なお屋内会場については、小間形態によらず同一料金とする。
- (3) 出展料の徴収は、契約締結後にセンターが出展者確定通知とともに出展申込者に支払について連絡を行う。契約締結後は速やかに徴収を行い、出展者説明会までに徴収を完了させること。なお、センターが出展確定通知発送後に出展のキャンセルがあった場合も同様に徴収することとする。また、徴収した出展料については契約変更による減額処理を行うこと。
- (4) 出展申込者がキャンセルした場合、徴収済みの出展料について返金処理を行う必要はない。

4 広報に関すること

当該事業の実施にあたり、以下のとおり広報を行うこと。

(1) チラシ

掲載内容：ものmesse KOCHI2023の概要を紹介し、県内外に情報発信

仕様：A4サイズ両面4色印刷 マット70g

印刷数：100,000枚

納期：開催日の約2カ月前

(2) ポスター

掲載内容：ものmesse KOCHI2023の概要を紹介し、主に県内に情報発信

仕様：A1サイズ片面4色印刷

印刷数：100枚

納期：開催日の約2カ月前

(3) パンフレット

掲載内容：ものmesse KOCHI2023に出展する事業者の紹介

仕様：A3サイズ両面4色印刷 マット135g

印刷数：8,500 枚

納期：開催日の約 1 カ月前

(4) 新聞広告折込

内容：上記にて作成したチラシの内 20,000 枚程度を折込

媒体：高知新聞

エリア：世帯数や会場へのアクセスなどを考慮した上で効果的な範囲

告知時期：開催前の約 1 週間以内

(5) テレビ CM

広報内容：ものメッセ KOCHI2023 の概要を紹介し主に県内に情報発信

媒体：県内民放 3 社

エリア：高知県内

告知時期：開催の 2 週間前から

5 出展者用手引書に関すること

リアル技術展へ出展する事業者向けに、以下の内容を取り纏めた手引書を作成し、内容について出展者に説明を行うこと。

会場概要、スケジュール、搬入出、出展小間の仕様、電気、インターネット回線に関すること、火気・危険物の取扱いに関すること、環境への配慮に関すること、給排水に関すること、食品の取り扱いに関すること、各種法令等に基づく届出・申請に関すること、新型コロナウイルス対策に関すること、各種申請書類等を取り纏めた内容とすること。

6 オンライン技術展に関すること

オンラインものづくり総合技術展では、インターネットを通じて本県の「ものづくり企業」や製品、企業が持つ高い技術力を広く PR するとともに、地産外商を目的とするウェブサイトであり、当該年度に開催するリアル技術展開催に併せて掲載内容の更新を行い、ハイブリッド型の技術展として運用する。

(1) 掲載内容の更新

現在、掲載している内容を当該年度に開催するリアル技術展にあわせて、主要カタログや現場レポート等、当センターの指示に従い更新を行うとともに、バナーや各ページの構成について、閲覧者が目的の情報を得られ易くなるようレイアウトの改善を行うこと。

(2) WEB 企業見学ページの更新

県内児童・生徒向けにセンターが実施する WEB 企業見学ページの更新を行うこと。また同取り組みについてトップページ上に表示を行うこと。

(3) 動作確認作業

掲載内容の更新に伴い、サイトの閲覧、リンク及びスマートフォン等でのレスポンス対応に問題が生じていないか動作確認を行うこと。

(4) 運用保守

ア サイト運用期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

イ ログ管理

サイトにおけるログの収集及びログ解析を行うこと。

ウ アクセスログ分析

Google Analytics 等を利用してアクセス分析を行い、ものメッセ KOCHI2023 開催期間（3 日間）及び月単位で以下の情報を報告すること。

- ① 県内、県外及び地方区分別（関東、関西など）、業種別の訪問者数、セッション数、ページビュー数
- ② 直帰率
- ③ 検索サイト・検索キーワード
- ④ ヒートマップ分析（サイト内各ページ及び各出展者ページ）

エ ソフトウェア訂正

システムを構築するソフトウェアの適切な運用を確保するためのソフトウェア訂正等支援を行うこと。

オ セキュリティパッチの適用

OS やミドルウェアのセキュリティを適切に適用すること。なお、セキュリティパッチは事前に動作試験等を実施すること。

カ 障害対応

システム障害又はセキュリティ事案が発生した場合は、速やかにセンターに報告を行い、復旧に努めること。

キ ワードプレスバージョン管理

契約期間内にバージョン等の更新があった場合は、動作確認を行い正常に稼働するよう管理すること。

第4 企画提案書の記載内容に関すること

企画提案書には、以下の内容を分かりやすく掲載すること。

- (1) 会場内に設置する運営施設等の一覧
- (2) ゾーニング計画図（本部、来賓等控室、展示小間等の配置計画図）
- (3) 動線計画図（来賓、関係者、一般来場者等）
- (4) 会場内外の装飾計画の仕様図、配置計画図、施工図及び設置イメージ図
- (5) 電気・給排水、インターネット回線の敷設計画、仕様図、施工図（仮設電気、給排水、LAN の設置等）
- (6) 飲食コーナーでの加熱調理等の安全対策計画
- (7) 駐車場・駐輪場計画図
- (8) 来場者輸送車両・タクシー乗降所・待機場所の計画図
- (9) 案内・誘導サイン類（会場内外及び周辺道路）の仕様図、配置計画図、施工図、設

置イメージ図及び占用許可申請等計画

- (10) 衛生管理及び廃棄物処理計画（ゴミの集積場所、収集・分別方法の計画及び搬出動線等）
- (11) 誘導・保安計画（無線の計画を含む）
- (12) 全てのスタッフの配置計画図（受付、案内、誘導、保安、控室等必要な場所）
- (13) スタッフ連絡系統図
- (14) 荒天時対策計画
- (15) 危機管理計画
- (16) 車両証の計画及び仕様図（関係者車両、会場周辺企業関係車両等）
- (17) 搬入出計画（動線計画、スケジュール等）
- (18) 積算資料（本設計により算出される資材等の数量及び金額）
- (19) 新型コロナウイルス対策計画
- (20) 本仕様書に掲げるもの以外で必要と考えられる施設、図面等
- (21) その他事務局が指示する事項
- (22) この仕様書に定めのない項目であっても、本委託業務の目的を達成するための効果的な提案がある場合は、自由に記載すること
- (23) 本技術展の報告書を作成する経費を含めて見積もること

第5 業務完了報告書に関すること

受託者は、次に掲げる成果物を指定された期日までに納品すること。

(1) リアル技術展

令和5年12月28日（木）までに以下の内容を含む業務完了報告書1部提出すること。

- ア 開会式、会場、併催イベントの記録写真等
- イ 来場者数
- ウ 出展者及び来場者アンケート調査結果

(2) オンライン技術展

令和6年3月31日（日）までに以下の内容を含む業務完了報告書1部提出すること。

- ア アクセスログ分析
- イ 更新内容の写し

第6 見積限度額

本業務の委託料上限額は22,449,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第7 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

第8 その他

- (1) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染拡大等の影響から、事業内容の変更等が生じる場合は、センターとの協議を経て、予算の範囲内で仕様の変更を行うとともに、契約変更を行うものとする。
- (2) 成果物に関する著作権は、委託者であるセンターに帰属するものとし、他者の所有権や著作権を侵すものでないこととする。
- (3) 受託者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、他の目的に使用又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約終了後又はまたは解除後のにおいても同様とする。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託の範囲及び委託先をセンターに提示し了承を得ること。なお、業務全体を再委託することはできないものとし、再委託先に問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを解決すること。